

## 平安前期の三河国における富豪層

海老沢 和子

はじめに

平安期における地方変化の際立った特徴は、都の院宮王臣家および諸司と結びついた富豪層の経済的成長にあるとされる。彼らは律令制を転換させた農村における潜在勢力の中心となり、九世紀の朝廷によって「富豪之輩」と呼ばれた。この「富豪之輩」の成長を軸に古代社会から中世社会への転換を論じた研究として戸田芳実氏の論文がある。<sup>①</sup>戸田氏によれば、八世紀末頃から台頭した富豪層は、都の院宮王臣家・諸司と結びつき、大量の稲穀など動産を蓄積運用しつつ、生産者を代表して国衙への納税を請負う階層である。なかでも「富豪浪人」は、積極的に編戸から離脱した浪人層であり、律令国家の直接的規制をうけずに独自の経営を展開する存在として、地方制度を変容させるのに大きな役割を果たしたといわれる。<sup>②</sup>このような富豪層と都の貴顕との私的結合は、九世紀末以降、諸国でさらに増加した。彼らは都の貴顕の権威を盾に、直接生産者を率いて国衙に抵抗し、律令政治を維持しようとする朝廷に政治的危機すらもたらした。そこで朝廷は十世紀初頭に至り、院宮王臣家と富豪層の私的隷属関係を切断し、国司に強力な権限を与える政策をとった。しかし東国を中心とする地域では、党の蜂起・反乱を引き起こすなど人民的蜂起を導くことになったという。<sup>③</sup>こうした戸田氏の富豪層論は、今日の研究においても通説の位置を保っている。

富豪層論を継承した荒木敏夫氏によると、十世紀初頭の三河国で見出せる「資産之輩」は、三河国における九世紀以来の歴史的展開のなかで生成されたものであるという<sup>4)</sup>。その発端は貞観十二(八七〇)年十二月二十五日太政官符『「類聚三代格」巻八』にあり、これを契機に諸国で公田が開発あるいは再開発されたことにある。この官符によれば、三十年前の承和八(八四一)年五月五日太政官符で許可され三河国で行われた公田開発とそれに伴う勸農政策を起点とする<sup>5)</sup>。

この貞観十二年官符に引用される承和八年官符によると、「三河国は本来、水・土の便宜が有り、そのため官田として国有地の開発に努めてきた。しかし、この頃は以前と比べ国力も衰え、民も減少している」状況である。天長元(八二四)年八月二十日格による諸国での荒田再開発では、開発者は開発後六年間は租税を徴収されないが、六年未満に死亡した場合、土地は収公され、遺族は開発費用分にあたる租税を免除されることはなかった。そこで三河国では、開発気力を喚起させる目的で、開発者が六年未満に死亡した場合でも遺族に租税を免除する公田開発を行う申請をし、許可された。「件の格、只一国に下し未だ諸道に施さず」とあることから、三河国のみで行われていた勸農政策であった。この政策が貞観十二(八七〇)年には、五畿内七道諸国で実施されることになる。のちに三河国では、延喜二(九〇二)年四月十一日太政官符『「類聚三代格」巻二十』や同五年十一月三日太政官符『「同」巻十九』にみられる「資産を有し事に堪うべきの輩」が中央の権威との結合によって国務対捍と私富蓄積を強める国務への妨害行為を起こしている。荒木氏によると、承和八年官符を起点として始まる勸農政策は、「三河国守によってなされ、実験的に三河で施行され、成果が出たことの結果が全国的な実施へとつながった」と評価される。その一方で、国守の勸農政策を成功に導いた三河国の人々の動きと連動し、十世紀の国務遂行を妨げる「資産を有し事に堪うべきの輩」を便宜上「資産之輩」と呼び、彼らが都の王臣家および貴族との私的結合を作り出す要因にもなっていることを指摘されている。「資産之輩」は「富豪之輩」とも呼ばれる富豪層と捉えられることから、よく知られた平安前期における富豪層の成長は、十世紀初頭の三河国で典型的に展開されているとみなされているのである。結果的に、承和八年

を機に三河国で実施された政策が、貞観十二年に全国的な政策へ拡大されたことで、その後の富豪層の増加につながったと位置づけられている<sup>(6)</sup>。

また、承和八年官符にみられる三河国での国力の衰退および人口減少は、「自然的なものではなく」他国への流出や戸籍制度の形骸化等、諸事情により生じた面が少なからずあるとされている。ただし、なぜ国力が衰え、民が他国へ流出する事態になったか、具体的な点は明らかにされていないという前提である<sup>(7)</sup>。

この荒木氏の指摘される三河国での人口減少が、「自然的なものではなく」他国への人口流出や戸籍制度の形骸化など諸事情がある、とされる点には違和感を感じる。承和八年官符があげる三河国の国力の衰退と人口減少は、天長元年格により開始された諸国での公田再開発の結果でもある。承和八年官符が掲げるような六年分の租税免除の枠を広げただけで実際に効果があり、全国規模での政策実施につながったとすれば三河国以外の国でも、承和八（八四一）年から貞観十二（八七〇）年の間に、承和八年以前の三河国と同様の現象が起きていた。つまり国力が衰退し人口が減少していた、とみられる。

三河国での国力衰退と人口減少が「自然的なものではない」とすれば、朝廷が国家を支配するうえで国力の衰退は、課役を免除される人々の増加による徴税の減少であり、人口減少は律令制支配から脱却した人々の増加とも捉えられる。その場合、承和八年以前、つまり九世紀半ば以前に三河国で国力を衰退させる律令制支配から脱却した人々の増加が起こっていたことを想起させる。それが貞観十二年までの三十年間に他国でも同様の現象が起きていたとすれば、戸田氏の提唱された九世紀末以降に都の院宮王臣家・諸司と地方の富豪層が私的結合を増やすという富豪層論は、九世紀半ばに遡ることになる。十世紀初頭以降、三河国の富豪層が国務遂行の妨げとなる、とされる荒木氏自身の見解とも矛盾することになる。

こうした点を踏まえると、承和八年官符にみられる三河国での国力の衰退および人口減少は、自然発生的な要因も含めて、その理由を明らかにする必要があるのではないか。そのうえで三河国での勸農政策が行われた経緯と、なぜ

全国規模で実施されたかを明らかにしなければ、富豪層が全国的に増加し地方制度を変容させるまでに至る理由を解くことはできないのではないだろうか。

なお、富豪層が経済的に成長する時期と具体像を戸田氏と荒木氏とは別の観点から論証された亀田隆之氏と寺内浩氏、西別府元日氏の研究がある。

亀田氏は、富豪層と院宮王臣家との結合について、畿内を中心とする地域では、八世紀前半からすでにあり、院宮王臣家が山林原野を占有し、諸国に稲を蓄えて百姓に出挙を行い、その経営を富豪層にあたらせていた、という。朝廷が取締りの対象としたのは旧郡司層やこれに匹敵する上層農民、下級の位階を帯びる者であった。八世紀後半の延暦期には国司自らが阿諛追従し院宮王臣家と結託することで、院宮王臣家らに違法行為をさせているとして厳しい処置の対象になる、とされている<sup>(8)</sup>。

寺内氏によると、院宮王臣家および諸司の在地進出を取り締まらねばならない国司が、一方では土地を占有する動きに加担することから、院宮王臣家・諸司の不当な土地占有などを禁じた法令と、それを黙認する国司を処罰する規定がみられる<sup>(9)</sup>。寛平から延喜初年には厳しい処置が行われたにもかかわらず<sup>(10)</sup>、院宮王臣家・諸司と国司とのつながりはその後も続いていた、とされる<sup>(11)</sup>。

また、西別府氏は親王への賜田について、九世紀中頃の賜田という土地経営からみた地域活動の公認は、九世紀後半の諸宮・王臣家の活動を活発化させるといふ。地域における富豪層相互間の政治的・経済的争いが、中央王臣家の地方への進出と結合する要因となっていた、とされている<sup>(12)</sup>。

以上の先学によると、八世紀前半から畿内では院宮王臣家と富豪層との私的結合は既にあり、延暦期（七八二年）以降、国司のなかにも院宮王臣家と私的結合をもつ者が現われる。一方、九世紀後半以降、都の院宮王臣家は地方の土地経営への関心を強めていくという推移がみてとれる。

そこで、九世紀における朝廷の富豪層に対する政策に注目し、官符等に記される諸国での富豪層の取締りが行われ

た状況を考察することで、三河国において勸農政策が開始された経緯を明らかにしたい。九世紀の三河国で勸農政策を可能にし、のちに全国規模で実施される要因を明確にすることが本稿の目的である。

## 一 「浮浪」の実態について

まず、富豪層である「富豪之輩」が資産を殖やし都の院宮王臣家・諸司と結びつく前提を確認しておきたい。戸田氏は富豪浪人の活躍に注目されているが、彼らを内包する「浮浪」とは、どのような状態を指すのか。律令制下において編戸を離脱する「浮浪」に対し、朝廷が講じた対策から「浮浪」の実態をみておきたい。

和銅八（七一五）年五月一日格および養老五（七二二）年四月二十七日格<sup>13</sup>では、八世紀前半に本貫から他郷に移り課役を逃れる者を浮浪人として問題視している。その頃の対応としては逗留者を記録し、あるいは元の本貫に逋送している。また、延暦四（七八五）年十二月九日太政官符（『類聚三代格』卷八）には、大宰府管内で浮浪する百姓は調庸を輸さず、課役を逃れるために日向から大隅や薩摩に逃れる者がいることが記される。さらに、延暦九（七九九）年の東北の蝦夷戦争では「土人・浪人」「王臣の佃使」を区別することなく、協力体制をとることを命じているが、なかには戦争に協力しない「富饒之輩」や軍役から離れる百姓がいたことが明らかにされる<sup>14</sup>。軍役から離れる者は、帰郷すれば、軍役に連れ戻されたと考えると浮浪人になったとみられる。

八世紀末以降、大宰府管内では管外から来た浮浪人および任期が満了しても留住する官人とその一族が、百姓の生業を妨害するため、本貫に返すか留住を願う場合は編入させるよう命じている<sup>15</sup>。元慶五（八八一）年には遠江国磐田郡山裏に帳外の浪人が百人もいたことが発覚し、彼らを施薬院の寄留とし当院に紙を貢納するよう命じた<sup>16</sup>。浮浪人の家族が増加し、あるいは世代が変わり集住したと考えられる場合もみられ、編戸を加える事例が増える。また、弘仁二（八一二）年八月十一日太政官符（『類聚三代格』卷十七）にみられるように、災害により土地を失った人々が浮

浪人になつてゐる場合もある。弘仁十四（八二三）年にも大宰府管内で、洪水と大早魃のため備蓄がなくなり正税も貢納できない状態であることから、公営田を佃らせるよう命じられている<sup>17</sup>。このように積極的に編戸の身分を離脱し、課役から逃れて富を殖やす富豪浪人となる者がいる一方で、罹災により行き場を失ひ浮浪人となる者が問題となりつつあつた。

特に、九世紀前半は早魃や水害による飢饉や疫病が絶え間なく続き、後半になると、大地震や火山噴火が相次いで起こつてゐる。これに対し様々な対応策がとられた。その一つである賑給は、八世紀における天皇の有徳を示すイデオロギー的なものと違い、九世紀には実際の救済を重視したものになる。併せて、長雨や早魃に備えて麦や蕎麦の栽培など勸農政策が行われるようになる<sup>18</sup>。

こうした状況下で、三河国を含む東海道諸国では交通の利便性がはかられ、矢作川・飽海川でも渡船が増加されている<sup>19</sup>。承和七（八四〇）年六月には全国的な飢饉により承和二年以前の調庸未進分が免除され、東海道・東山道・山陽道の駅戸は三年分の田租が免除された<sup>20</sup>。三河国で荒廃した公田の再開発が行われることになったのは、翌承和八年のことである。承和八年官符にみられる国力の衰退および人口減少は、前年の全国的な飢饉の影響であつたことが窺われる。

このように、八世紀の「浮浪」がおこる要因は課役を逃れることであつたが、九世紀になると自然環境の変化が加わる。九世紀に朝廷は浮浪人および富豪浪人に対して、編戸に新たな記録を加えるようになるが、これは九世紀に頻発する自然災害の影響で本質地を失ひ浮浪する罹災者への対策も含まれていた。

## 二 九世紀の都鄙間・鄙鄙間交通の増加

次に三河国での勸農政策について考察していく。承和八（八四一）年官符が三河国に下され、同国において勸農政

策が開始された。当官符は、貞観十二（八七〇）年十二月二十五日太政官符（『類聚三代格』卷八）に引用される（カギカッコ部分）。

太政官符

一、可下耕<sub>レ</sub>食荒田<sub>二</sub>更延<sub>中</sub>年限<sub>上</sub>事

右、造式所起請<sub>二</sub>云。「太政官承和八年五月五日下午<sub>三</sub>三河国<sub>一</sub>符云。是国本有<sub>二</sub>水土宜<sub>一</sub>頗開<sub>二</sub>官田<sub>一</sub>。当今国衰民少。荒疾殊多。謹案<sub>二</sub>天長元年八月廿日格<sub>一</sub>云。諸国荒田、一身之間、永聽<sub>二</sub>耕食<sub>一</sub>。但六年之後徵<sub>レ</sub>租如<sub>レ</sub>法者。或百姓在<sub>レ</sub>格<sub>二</sub>耕<sub>レ</sub>宮未<sub>レ</sub>經<sub>一</sub>幾年身早死去。爰開<sub>レ</sub>免之<sub>二</sub>功空充<sub>一</sub>、收穫之秋不<sub>レ</sub>統。因<sub>レ</sub>茲相憚無<sub>レ</sub>心<sub>一</sub>開<sub>レ</sub>免。望請、至<sub>二</sub>于此類<sub>一</sub>、更准<sub>二</sub>令文<sub>一</sub>延<sub>レ</sub>以<sub>二</sub>六年<sub>一</sub>、徵<sub>レ</sub>租之法同<sub>レ</sub>抛<sub>二</sub>格意<sub>一</sub>、以潤<sub>二</sub>彼孤寡之家<sub>一</sub>。然則公田益開、私業遠譴。謹請<sub>二</sub>官裁<sub>一</sub>者。被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>云。依<sub>レ</sub>請者。一件格只下<sub>二</sub>一國<sub>一</sub>未<sub>レ</sub>施<sub>二</sub>諸道<sub>一</sub>。伏望。下<sub>二</sub>五畿内七道諸国<sub>一</sub>、普令<sub>二</sub>遵行<sub>一</sub>者。從<sub>二</sub>三位守大納言兼左近衛大將行陸奥出羽按察使藤原朝臣基經宣<sub>一</sub>。奉<sub>レ</sub>勅。依<sub>レ</sub>請。

貞観十二年十二月廿五日

承和八年五月五日三河国に下した符によると、三河国は本来、水・土の便宜が有り、そのため官田として国有地の開発に努めてきた。しかし、この頃は以前と比べ国力も衰え、民も減少している。天長元（八二四）年八月二十日格によると、諸国の荒田開発が許可された。ただし、開発者の生存中はその者の耕作を許し、租税も六年間は徴収しないが、開発者が開発六年未満で死亡した場合、その土地は収公され徴税は免除されなかった。そのため開発気力を失くしてしまうとして、開発者が死亡した場合も開発後六年間は遺族への租税が免除されることを太政官に訴え、これを許可された。こうして三河国では公田開発・再開発が始まった。

一方、仁寿三（八五三）年には美濃国からの訴えで、諸王らが畿外に自由に入入りし騒然となっていたことが伝え

られる。<sup>(21)</sup>

この時期、関が停廃<sup>(22)</sup>された影響で、諸王や地方官が都鄙間を自由に往来していた。都あるいは諸国へ向かうのは国司など官人ばかりではなく、陸奥・出羽の夷俘のなかには国境から出て入京するものや、播磨の夷俘五人が近江に自由に入入していることが問題となつている。<sup>(23)</sup>さらに、豊前・長門等の国司が過所を發給せず唐人を自由に入京させている事態も生じている。<sup>(24)</sup>

こうしたことから九世紀後半になると人々の往来は、都の院宮王臣家・諸司の畿外への移動ばかりではないことがみてとれる。つまり、都鄙間以外にも、地方の富豪層と相互のつながりを求めるような地域間(鄙鄙間)の往来も増加していた。地方と都、地方から地方への相互往来の増加が、都の院宮王臣家・諸司と諸国の百姓、国司等との関係を助長させたのではないだろうか。

このような状況であつたものの、承和八(八四一)年を起点に三河国で始まる勸農政策は、貞観十二(八七〇)年に全国的な実施へつながつた。

全国的な勸農政策は施行されて早々、翌年には三河国からの訴えに基づく美濃国の解により、甲斐・武蔵国に対して駅馬の不正使用が問題にされている。これに対し朝廷は、諸国で人馬等を強雇されることがあれば、国司の責任で強盗と同罪として扱うよう命じており、東国へ向かう御馬使等の駅馬の私的利用を禁止した。<sup>(25)</sup>

承和二(八三五)年に渡船が増された矢作川および飽海川のその後の様子は、寛平六(八九四)年七月十六日太政官符(『類聚三代格』巻十九)から窺うことができる。当官符によると「諸院・諸宮・諸司・諸家の使等」が都に調物を進上するために往還する船・車・人馬を強雇し運輸に混乱が生じていた。貞観十二年の全国規模の公田開発が始まって約二十年後のことである。院宮王臣家・諸司の使は官船までも強雇する都に向かう私的な輸送を増加させ、租税の輸送が妨害される事態になつていたのである。矢作川・飽海川を通過する官物輸送以外の運送量が相当数にのぼり、入り乱れている様子が伝わる。



以降も、相次いで以下のような禁制が出されたが、都の院宮王臣家・諸司と諸国の富豪層とのつながりが断たれることはなかった。

・寛平三年（八九一）六月十七日太政官符（『類聚三代格』卷十九）では、諸院諸宮家の使が調庸の未進分を徴収するために国司の許可を経ずに諸国に入ることを禁じた。

・寛平六年（八九四）には院使等が党を結んで、路頭で駄馬を追い、あるいは津辺で船を奪って、調や官米の輸送に支障をきたしている現状を上総・越後国が訴え、尾張・三河をはじめ九国に禁止するよう命じられた。<sup>(26)</sup>

・寛平七（八九五）年三月二十三日（『類聚三代格』卷十四）には、王臣家が百姓に私物を出挙することを禁じている。

・寛平八（八九六）年四月二日（『類聚三代格』卷十六）に、百姓の荒田および閑地の規制を緩和し、一町のうち二段耕作すればよいことにした。

こうした事態に対して、延喜二（九〇二）年には初めて荘園整理令が出された。九通のうちの四通が院宮王臣家の荘を停止するものである。

なかでも四月十一日太政官符（『類聚三代格』卷二十）は、三河国内で資産を持つ者たちが諸衛府の舍人とともに、諸院・諸宮・諸王臣家の雑色となり、みな本司や本主の威権を仮りて国司や郡司の差科に遵わず、税を納めない状況であり、そのことが国務遂行の妨げになっていることを指摘されている。そこには河内・三河・但馬三国からの解が引用され、これらの国で永く疲弊し困窮する民の多いことが述べられている。当官符では諸司、史生以下諸衛舍人や諸院・諸宮・王臣家等の人および散位、位子に対して、省に留まり本来の職務を全うするよう命じている。このことから、三河国の富豪層も下級官人として事実上、公田を私物化する者が多数いたことが明らかになる。こうした資産を殖やす公田開発者と都の貴顕との結びつきは、朝廷の立場では徴税が滞り、国内が疲弊する事態を招く存在として映る。課役を逃れようとする百姓が富豪層のもとに集まり、富豪層のもとで公田開発が進められており、班田を

放棄しない者に負担が加重されていることを表している。租税が免除される公田開発者たる富豪層はさらに富を蓄積していたことと推測することができる。富豪層と関わりを持たない者には国衙の負担が増したことで、疲弊し逃亡する者もいたのであろう。同様の状況は、延喜五(九〇五)年十一月三日太政官符(『類聚三代格』卷十九)からも伝えられる。<sup>27)</sup> うち一通「応に諸院宮家の狩使を禁止すべき事」には、都の「諸院宮家の狩使」が狩獵のために春月になると国に来ては、耕作が終わり官物を納めた民や馬を使役させるため、馬の半数以上が死亡し、使役される民も大半は逃散してしまつたことが記される。三河国での行為に対し、国司等が諸院宮家の使に抗議をしてもその猛威に勝てず、使の従者たちは民家に乱入して財物を掠奪したり、諸院宮家へ訴訟をおこした国司等に対して、訴訟を混乱させるありさまであった。

諸院宮家の使の三河国での掠奪や訴訟への妨害行為は、国務を遂行する朝廷の立場から見た場合であり、諸院宮家にとつては自らの権利の行使である。官符は国司の訴えであるため、必ずしも事実を記しているとは言えない。しかし、諸院宮王臣家・諸司と結びついた富豪層が公田開発者のなかにおり、朝廷にとつては徴税が脅かされる事態になつていたことは明らかである。こうしたことから、承和八年を起点に三河国で始まつた勸農政策は成果をあげ、全国規模で施行されたことで、三河国以外の諸国においても富豪層の出現を助長する要因の一つになつていゝといえる。<sup>28)</sup>

しかし全国的な飢饉のなかで、なぜ三河国で勸農政策が行われたのか。それがなぜ全国的な政策へと拡大したのか、次に言及していく。

### 三 九世紀の勸農政策の要因

承和八(八四一)年官符を起点として、三河国で勸農政策が行われた要因は何か。三河での政策を全国で行うこと

が、諸国で富豪層の増加を助長するものと予測できなかったのか。ここでは、その理由を考えてみたい。

まず、三河国で勸農政策が行われた理由として三つのことが考えられる。

ひとつ目は、九世紀に諸王臣の土地への意識変化がある。西別府氏が「九世紀の賜田と土地政策」のなかで八・九世紀における賜田を挙げておられるので、これを参考にしたい。<sup>(29)</sup>これによると、九世紀の諸王臣の賜田は、荒廃田および空闲地が占める。天長期に朝廷は、常荒田や未墾地の開発を強力に推進するため、貴族層の開発・再開発の成果として条件付きで私財化を認める一方、諸王臣にも荒廃地・未墾地を賜与していた。<sup>(30)</sup>九世紀の諸王臣の賜田は一部を除き、大半が畿内・近国に所在する。東海道には比較的都に近い美濃、尾張にも置かれていた。都からやや離れる遠江や信濃にも置かれたものの承和八年当時、三河にはなかった。朝廷は諸王臣の賜田がない三河国において公田を再開発することで、どの程度、租税の増加が見込めるかをはかったと推測することができる。

二つ目として、大規模災害の発生による罹災者の増加が挙げられる。九世紀、関東・東北をはじめとする諸国では、火山噴火や地震が相次いで発生し、それに伴うように飢饉や反乱が起きている。特に、承和八年は二月に信濃国で地震が起こり家屋が倒壊し、七月の伊豆国の地震では里が壊滅状態に陥っていた。<sup>(31)</sup>承和七年の全国的な飢饉に続く、翌年の大地震の被害である。信濃・伊豆の地震では班田が損失し、あるいは放棄され、浮浪する人々が増加したことが推測される。地域の人々が減少することで、耕作請負人がいなくなった公田は増加し荒廃したのではないだろうか。三河国では過去の災害対策を参考に、<sup>(32)</sup>公田開発・再開発を太政官に申請し許可されたと考えられる。信濃や伊豆で甚大な被害があったなかで三河国は、たとえ荒廃田が増加していたとしても周辺諸国に比べれば被害は少ない方であった。むしろ、周辺諸国の罹災者が三河国に来て荒廃した公田を耕作することを期待したのではないだろうか。<sup>(33)</sup>

さらに三つ目として、政策の推進に三河国出身の大判事興原敏久の存在があると考えられる。興原敏久は『弘仁格式』（弘仁十一〔八二〇〕年頃成立）、『令義解』（天長十〔八三三〕年成立）の編集に関わった業績があり、政府でも重用されているため、彼の出身地が選ばれた可能性はある。

こうして行われた政策は、信濃や伊豆の罹災者も加わり、一定の成果をあげたのではないか。

朝廷はたびたび諸王臣の山野独占を禁止し、墾田を制限してきた。しかし、承和年間になると、収公した空閑地や荒田等を賜田として諸王臣に与え、永続的な資財として認めるようになる。<sup>36</sup>政策の転換は大規模災害への対応策と捉えられる。一方で賜田を認められなかった諸王諸臣らは地方への土地経営を求め、また地方の国司等も都の貴顕の権威を借りることで私財を殖やそうとする動きがあったと考えられる。彼らは三河国での勸農政策を全国規模に拡大しようとして推進したのではないか。

そして、三河国での政策が全国で行われるに至るが、貞観十一（八六九）年は五月に陸奥国で大地震があり多賀城下まで大津波が押し寄せ、多数の死者を出す被害を被っている。また七月にも京都で地震が起きているが、大和国橿原山河岸崩壊も地震による影響とみられる。肥後国では大風雨による家屋倒壊と海水の浸水が報告される年であった。<sup>37</sup>たび重なる災害の影響により諸国が疲弊するなかで火急の対応にせまられていたことが、翌年の全国規模での公田再開発につながったのであろう。

こうして三河国を端緒とし、全国規模で行われるようになった公田開発・再開発は、全国的に都の院宮王臣家・諸司との関係をもつ「富豪之輩」を生み出し、富豪層を増加させたのであった。しかし、その背景には地震をはじめとする大規模災害が頻発したことで土地を失い浮浪する罹災者への救済策であるとともに、安定した徴税対策として、やむを得ない状況であったことが考えられるのである。

朝廷にとって三河国を治めるうえで富豪層が問題になった頃には、すでに全国的な公田開発・再開発が進んでおり、三河国で禁制を出しても同様の現象が他国で起こるといように、富豪層に対する問題は全国規模に拡大していたといえるのではないか。

## むすび

以上、承和八年官符を起点とする勸農政策が三河国で行われた経緯と、この政策が全国規模で実施された要因を考察し、次のことを明らかにした。

三河国での勸農政策は、前年の飢饉、同年の信濃・伊豆での地震で罹災した人々への対応策であった。したがって承和八年官符にみられる三河国での国力衰退および人口減少は、前年の全国的な飢饉と、同年の地震被害の影響であったと考えられる。三河国は他国に比べると地震等、被害が大きくない方で、さらに、王臣賜田がなかったため、租税の増加や政策の効果を判断しやすかったと考えられる。耕作には本貫地を失った罹災者を当て、罹災者支援に重点が置かれていたことについて言及した。

この政策が貞観十二年に全国で実施される前年にも陸奥・京都・肥後で未曾有の大規模災害が発生している。そのため、全国での実施も罹災し本貫地を損失した人々への救済策として始められたと考えている。

その一方、三河国での勸農政策を機に王臣賜田の対象にならない院宮王臣家・諸司は地方への土地経営を求め、地方の国司等と私的結合を持つようになる。地方の国司等は都の院宮王臣家・諸司と私的結合をもつことで、勸農政策の全国での実施を推進したのではないか。当政策の全国での実施以降、諸国で富豪層はさらに増加していった。本貫地を失った罹災者は疲弊していたが、都の院宮王臣家・諸司と関係を結ぶ地方の富豪層は勸農政策を通じてさらに富を殖やし、富の格差が広がっていった状況が窺われる。

こうしたことを勘案すると、全国的な勸農政策が始まる以前は、畿内・近国と大宰府管内等一部の国を除いて、都の院宮王臣家・諸司と関係を結ぶ地方の富豪層は限られた存在であり、貞観十二年官符を起点として全国的な増加につながったといえよう。

## 注

- (1) 戸田芳実「平安初期の国衙と富豪層」『日本領土制成立史の研究』(岩波書店、一九六七年。初出一九五九年)、同氏「中世成立期の国家と農民」『初期中世社会史の研究』(東京大学出版会、一九九一年。初出一九六八年)。
- 戸田氏を含め富豪層を扱った研究は多数あるが、本稿では本文に掲載したもの他に、河音能平「中世封建時代の土地制度と階級構成」(『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年。初出一九六四年)、同氏「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」(『中世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七一年。初出一九六二年)、吉川真司「院宮王臣家」(吉川真司編『日本の時代史5 平安京』所収、吉川弘文館、二〇〇二年)、西山良平「平安京と周辺農村」(坪井清足・平野邦雄監修、町田章・鬼頭清明編『新版「古代の日本」第六巻 近畿II』所収、角川書店、一九九一年)、市大樹「九世紀畿内地域の富豪層と院宮王臣家・諸司」(『ヒストリア』第一六三号、一九九九年)を参照した。
- (2) 戸田芳実「平安初期の国衙と富豪層」(前掲注1) 一八〇二三ページ。
- (3) 戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(前掲注1) 一七〇二六ページ。
- (4) 『新編岡崎市史1 原始・古代』(新編岡崎市史編集委員会、一九九二年。第七章、荒木敏夫氏執筆)、荒木敏夫「三河大伴氏」『敗者の日本史4 古代日本の勝者と敗者』(吉川弘文館、二〇一四年) 一八九〇一九三ページ。
- (5) 貞観十二年(八七〇)十二月二十五日太政官符所引(『類聚三代格』巻八)。以下、貞観十二年十二月二十五日太政官符は「貞観十二年官符」、承和八年五月五日太政官符は「承和八年官符」と記す。
- (6) 『新編岡崎市史1 原始・古代』(第七章、荒木敏夫氏執筆)・荒木敏夫「三河大伴氏」(前掲注4)。
- (7) 『新編岡崎市史1 原始・古代』(第七章、荒木敏夫氏執筆)・荒木敏夫「三河大伴氏」(前掲注4)。
- (8) 亀田隆之「古代における山林原野の問題」(『日本古代制度史論』吉川弘文館、一九八〇年。初出一九七二年)。
- (9) 『続日本紀』延暦三年十二月庚辰条など。
- (10) 寛平七年三月二十三日太政官符(『類聚三代格』巻十四)。
- (11) 寺内浩「地方支配の変化と天慶の乱」(『岩波講座 日本歴史』第四巻所収、岩波書店、二〇一五年)。
- (12) 西別府元日「九世紀の賜田と土地制策」『日本古代地域史研究序説』(思文閣出版、二〇〇三年。初出一九七八年)。
- (13) ともに弘仁二年八月十一日太政官符所引(『類聚三代格』巻十七)。

- (14) 『続日本紀』延暦九年十月癸丑条。
- (15) 齊衡二年六月二十五日太政官符所引、延暦十六年四月二十九日太政官符(『類聚三代格』卷十二)。
- (16) 『日本三代実録』元慶五年三月十四日壬戌条。
- (17) 弘仁十四年二月二十一日太政官奏(『類聚三代格』卷十五)。
- (18) 寺内浩「地方支配の変化と天慶の乱」(前掲注11) 八四〜八五ページ。地震など災害については、静岡大学防災総合センター「古代・中世」地震・噴火史料データベース(β版) sakuya.ed.shizuoka.ac.jp (二〇一七年十一月四日参照)、寒川旭『地震の日本史』(中央公論社、二〇一二年版)、保立道久『歴史のなかの大地動乱——奈良・平安の地震と天皇』(岩波書店、二〇一二年)を参照した。
- (19) 承和二年六月二十九日太政官符(『類聚三代格』卷十六)。
- (20) 『続日本後紀』承和七年六月庚申条。
- (21) 仁寿三年四月二十六日太政官符(『類聚三代格』卷十九)。
- (22) 『続日本紀』延暦八年七月甲寅条。
- (23) 『続日本後紀』承和二年十二月甲戌条、『日本三代実録』貞觀八年四月十一日乙酉条。
- (24) 『日本三代実録』貞觀八年四月十七日辛卯条、同年五月二十一日甲子条。
- (25) 貞觀十三年六月十三日太政官符(『類聚三代格』卷十八)。
- (26) 寛平六年七月十六日太政官符(『類聚三代格』卷十九)。
- (27) 延喜五年十一月三日太政官符は「**心**禁止諸院宮家符使**事**」および「**心**禁止諸院・諸宮・諸司・諸寺・諸王臣家依<sub>二</sub>土浪人・道俗等<sub>一</sub>私遣<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>并<sub>レ</sub>定訴訟**事**」の二通ある。
- (28) 『新編岡崎市史1 原始・古代』(第七章、荒木敏夫氏執筆・荒木敏夫「三河大伴氏」(前掲注4)。
- (29) 西別府元日「九世紀の賜田と土地制策」(前掲注12) 一六九〜一七三ページ。
- (30) 西別府元日「九世紀の賜田と土地制策」(前掲注12) 一五九〜一六四ページ。
- (31) 『続日本後紀』承和八年二月甲寅条。
- (32) 『続日本後紀』承和八年七月癸酉条。

(33) 前掲注20。

(34) 前掲注17。

(35) 時代は下るが、嘉応三(一一七二)年二月の散位中原頼貞讓状案(『平安遺文』三五七〇号)には、荒廢地を勸農するため浪人を招き寄せるよう記載されている。時代背景が異なる文書とはいえ、浪人を招き勸農を行うことは以前から行われていたと考えるのが自然で、三河国の場合も勸農政策を通じて周辺地域の浮浪する罹災者を移住させたことが想定される。

(36) 西別府元日「九世紀の賜田と土地制策」(前掲注12)。

(37) 『日本三代実録』貞観十一年五月二十六日癸未条・七月八日甲子条・同月十三日己巳条。



## Estate Class in the Province of Mikawa of the Early Stage of the Heian Period

Kazuko Ebisawa

This paper explores the reasons why the agricultural policy is encouraged in the Province of Mikawa and the whole country in the 9th centuries.

According to the prior study, the social change occurred from the end of 9th to the 10th centuries. Economic growth of estate class is said to have changed the local communities in the early stage of the Heian period. They had a personal servitude relationship with the Imperial family and Government official. Through the relationship, estate class became the owner of the large-scale land.

The encouragement of agriculture policy began to be forced in 841 in the Province of Mikawa. Then, the same policy was excuted in the whole country from 870. The policy was enforced after some large-scale disasters. Officially, the policy was a remedy for victims. However, it resulted in making estate class more wealthy, which produced a disparity in society.

In conclusion, the policy was enforced as a remedy for the victims of the large-scale disasters. As a result, estate class became the owner of the large-scale land through the policy.